

工事番号 6魚防第5号

工事名 同報系防災行政無線屋外拡声子局更新工事

特記仕様書

【適用範囲】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び別紙記載の「標準仕様書」を適用するものとする。

【工事目的】

本工事は、同報系防災行政無線屋外拡声子局の更新により、屋外での情報不達地域における情報伝達機能の改善を図るものである。

特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 5 建設副産物に関する特記仕様書
- 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する取扱い基準(土木)
- 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- 8 工事実績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- 12 魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【営繕工事】特記仕様書
- 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- 14 参考資料
- 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
 - 別添、図面特記仕様書
- 17 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する特記仕様書
- 18 建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

■ 土木工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

□ 新営建築工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

□ 改修建築工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

□ 新営電気設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

■ 改修電気設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

□ 新営機械設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

□ 改修機械設備工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

□ 解体工事

＜適用範囲＞

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書 同解説」を適用するものとする。

3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途工事あり ・工 事 名： ・予 定 期 間：
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期： ・時 間： ・方 法：
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容： ・完了予定時期：
	4. その他
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期： ・区 間：
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所： ・期 間：
	3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり（ <input type="checkbox"/> 騒音・振動、 <input type="checkbox"/> 排出ガス、 <input type="checkbox"/> 粉じん、 <input type="checkbox"/> 水質等） ・施 工 方 法： ・作 業 時 間：
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法： ・範 囲：
	3. その他
IV 安 全 対 策 関 係	①. 交通安全施設等の指定あり ・交通誘導警備員： 20人日 （勤務実績提出の必要あり） ・その他施設等：
	2. 近接作業制限あり（ <input type="checkbox"/> 鉄道、 <input type="checkbox"/> ガス、 <input type="checkbox"/> 水道、 <input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> 電話等、） ・内 容： ・工 法 制 限： ・作業時間制限：

明 示 項 目	施 工 条 件
IV 安全対策関係	3. 発破作業あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作業時間制限 :
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 :
	⑤. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めること。 ・交通規制については、警察等関係機関との協議を行うこと。 ・交通誘導警備員については、警察等関係機関及び地域との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。 ・自家警備を使用する際は事前に監督員と協議し、新潟県からの通知文(令和2年12月16日 技第742号の3)に従うこと。なお、使用する際は安全教育等を徹底し事故防止に努めること。 ・関係機関への周知・協議を行うこと。(消防署、ゴミ収集関係、通学路関係、公共交通関係 等) ・本工事は、掘削等により一般の通行及び近隣住民に危険が予想されるため、立入防止施設等で作業場を明確に区分し、子供等第三者が容易に侵入できないよう措置を講ずるとともに、照明灯、保安灯等その危険箇所及び作業場等が容易に明確に確認できるよう措置を講ずること。特に、夜間休日等作業現場から作業員等が離れ無人となる場合は、十分な措置を講ずること。
V 工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路としての制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の措置 :
	2. 一般道路の占用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 制 限 :
	3. 仮設道路措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工法指定の有無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」:
	4. その他
VI 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設備の転用、兼用あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 工 種 : ・ 内 容 :
	4. イメージアップあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 :
	5. その他

明 示 項 目	施 工 条 件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障物件等	<p>1. 占用支障物件あり (<input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> 電話、 <input type="checkbox"/> 水道、 <input type="checkbox"/> 下水道、 <input type="checkbox"/> ガス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 : ・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 : <p>2. 占用物件重複施工あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 : <p>③. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を着手前に行い、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告すること。 ※土木工事では、架空線の防護カバーは諸経費に含まれるため設計変更の対象となりません。 ・ パイプライン、ガス導管、配水管、電話、電気等の地下埋設の有無については、必ず関係機関に確認すること。 ・ 移設を予定していない占用物件が支障となった場合は、監督員と協議すること。
IX 排水工 (濁水処理含む)	<p>1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 :
X 薬液注入関係	<p>1. 薬液注入工法あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙条件明示による。
XI そ の 他	<p>1. 現場発生材あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品 名 : ・ 納 入 場 所 : <p>2. 支給品および貸与品あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品 名 : ・ 引 渡 し 場 所 : <p>3. 品質証明の対象工事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。 <p>④. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。 ・ 工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。 ・ 工事中、沿線住民から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 ・ 設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。 ・ 完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。)

4. 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事(対象工事 ※1)については、特定建設資材廃棄物(※2)の基準に従って工事現場で分別(分別解体)し、再資源化等することが「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)により義務付けられました。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

(該当する場合は■とする)

工場の種類	規模の基準
<input type="checkbox"/> 建築物解体	床面積80㎡
<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築	床面積500㎡
<input type="checkbox"/> 建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負金額1億円以上
<input checked="" type="checkbox"/> その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額500万円以上

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりとする。

1.コンクリート 2.コンクリート及び鉄からなる建設資材 3.木材 4.アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面(契約書 別紙)を、契約書に添付して提出してください。

建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7.材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書

○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。

○排出ガス対策型建設機械関係

排出ガス対策型建設機械(第2次基準及び第3次基準)を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

8.工事实績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

※工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降であれば履行日が完成日になる(工期末日～検査日に担当技術者を拘束しない)ことに留
※当初請負金額が500万円未満であるために未登録となっていた工事が契約変更により500万円以上になった場合には、その時より登録するものとする

9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1.安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも可とする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2.安全・訓練等に関する施工計画書の作成(工事請負額が500万円未満の工事は、施工計画書の作成を省略できるものとする。)

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3.安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録した資料を整備及び保管する。

また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

4.事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、速やかに「事故速報」を監督員に提出するものとする。

速報後は、事実確認を進めるとともに、「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を記載した「事故防止対策書」のほか、必要な書類を添付するものとする。

10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生を増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- 1.受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を工事完成時に監督員に提出すること。
- 2.受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
- 3.受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- 4.下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

11.有価物(金属くず)に関する特記仕様書

当該工事の金属くずが有価物になる場合は、下記のとおり取り扱うこと。なお、有価物にならない場合は、産業廃棄物として取り扱うこと。

記

1. 有価物は引取り業者へ持ち込み、引取り業者との間で有価物売払い金清算を完了すること。
2. 引取り業者から計量伝票と仕入伝票を受け取り、有価物処理がすべて完了した後、発注者へまとめて提出すること。
3. 有価物売払い金の納入方法は、市が発行する納入通知書により請負者が納入すること。

12.魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【営繕工事】特記仕様書

本工事は、魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【営繕工事】の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【営繕工事】」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

協議により試行する場合は、「魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)実施要領【営繕工事】」に基づき行う。

実施要領は、魚沼市ホームページから入手できる。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1020722.html>

6 魚防第 5 号

同報系防災行政無線屋外拡声子局更新工事

1 6 . 工事独自の特記仕様書

魚 沼 市

目 次

総則.....	4
第1節 適用範囲.....	4
第2節 目的.....	4
第3節 適用法令.....	4
第4節 契約の範囲.....	4
第5節 除外事項.....	5
第6節 特許等.....	5
第7節 提出書類.....	5
第8節 秘密の保持.....	5
第9節 検査.....	5
第10節 保証.....	6
第11節 変更.....	6
第12節 技術指導.....	6
第13節 その他.....	6
第14節 疑義.....	7
機能仕様.....	8
第1節 共通事項.....	8
1 構造および性能の基本条件.....	8
2 環境条件.....	8
3 電气的条件.....	8
4 環境条件.....	8
第2節 システム仕様.....	9
1 システムの構成.....	9
第3節 各設備機器の仕様.....	9
1 再送信子局設備.....	9
(2) 外部接続箱.....	9
(3) 電源接続箱.....	10
(4) 空中線.....	10
2 屋外拡声子局設備.....	10
(1) 屋外拡声装置.....	10
(2) 外部接続箱.....	10
(3) 電源接続箱.....	11
(4) 空中線.....	11
機器仕様.....	12
1. 屋外拡声子局設備.....	12
(1) 屋外拡声装置.....	12

(2) 外部接続箱.....	12
(3) 空中線（3素子八木型）.....	13
(4) 同軸避雷器.....	13
(5) スリムスピーカ（1連）.....	13
工事仕様.....	14
第1節 概要.....	14
第2節 用語.....	14
第3節 工事施工の原則.....	14
第4節 施工計画.....	14
第5節 施工管理.....	14
第6節 現場管理.....	15
第7節 安全.....	15
第8節 工事材料.....	16
第9節 機器設置、調整.....	16
第10節 配管・配線.....	17
第11節 工事写真.....	17
第12節 提出書類.....	17
第13節 試験調整.....	17
機器員数.....	18

総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、魚沼市（以下「発注者」という）が別に定める電気通信設備工事共通仕様書（令和6年 国土交通省）（以下「共通仕様書」という）に優先して「魚沼市同報系防災行政無線屋外拡声子局更新工事」（以下「本工事」という）に適応し、必要な事項について示すものであり、請負者（受注者）はこれに基づき行うものとする。

工事名	同報系防災行政無線屋外拡声子局更新工事
工事場所 (局名)	堀之内中学校 堀之内 堀之内小学校 下倉 立桜又 舟山 古新田 親柄 増沢 田中沢口
工事期限	令和6年12月28日まで

第2節 目的

本工事は、同報系防災行政無線屋外拡声子局の更新により、老朽化が進む屋外スピーカ及び無線装置の更新を行い、屋外における音達エリアの拡大及び情報伝達機能の向上を図ることを目的とする。

第3節 適用法令

本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規及び規格等を遵守すること。

- 1 電波法ならびに関係規則、告示
- 2 総務省総合通信局の免許、指定、並びに指導
- 3 A R I B（社団法人電波産業会）標準規格 ARIB STD-T86
- 4 有線電気通信法及び同法施行令、同法施行規則
- 5 電気設備技術基準
- 6 日本産業規格（J I S）
- 7 日本電気工業会基準（J E M）
- 8 電気通信事業法及び関係規則、告示
- 9 魚沼市諸規則
- 10 その他関係法令、条例、規則等

第4節 契約の範囲

本工事にかかる契約の範囲は、機器製作、仮設、搬入、据付、試験調整、検査等、本工事の完了までの一切の業務、工事及び諸手続とする。

施工上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて受注者の負担とする。

なお、本工事の完成に必要な官公庁及び関係機関（信越総合通信局・電気通信事業者・電力会社等）への諸手続から検収に至るすべての業務を含むものとし、それらの協議・

申請・検査（登録点検）等への対応、及びこれらに必要な印紙等の諸費用、その他必要な一切を含むものとする。

また、その内容及び進捗状況は発注者に報告するとともに、許可書等が発行された場合は、その写しを提出すること。

第5節 除外事項

設備設置のための用地確保に関する事項は発注者の責任で行い、必要あれば受注者はこれに立ち会うものとする。

第6節 特許等

本工事にかかる特許又は実用新案については、すべて受注者において責任を負うものとする。

第7節 提出書類

受注者は、契約後直ちに本仕様書に基づいて詳細な打合せを行い、次の書類を発注者が指定する期日までに提出すること。なお、提出部数については、別途指示する。

- 1 着手届
- 2 工程表
- 3 現場代理人及び監理技術者届（工事経歴書含む）
- 4 施工計画書
- 5 工事費内訳書
- 6 詳細工程表及び機器製造工程表
- 7 機器納入仕様書及び承認図
- 8 検査実施要領書
- 9 申請及び手続き提出書類の写し
- 10 指示、協議等の記録簿及び会議議事録
- 11 工事写真
- 12 完成図書及び取扱説明書
- 13 その他発注者が指定するもの（別途指示）

第8節 秘密の保持

受注者は、本工事を通じて得た情報（公知の情報を除く。以下同じ。）を、本工事の目的以外に使用若しくは漏洩してはならない。

第9節 検査

検査の内容、方法等については、発注者と協議して実施するものとし、検査に要する測定機器及び人員については、受注者において準備するものとする。

第10節 保証

完成品の引渡しまでに発生する維持管理については受注者の負担とする。また、保証期間は引渡しの翌日から1年間とし、障害発生時には受注者は速やかに無償で修理または交換を行うこと（水害・雷害等の自然災害によるものは除く）。

第11節 変更

本仕様書に定める機能、構造及びその他記載の内容を遵守することとし、落札後の仕様変更の申し出、及び受注者の一方的な解釈による応札、契約、設計、施工、その他は認めない。

本仕様書に明記されていない事項でも、当然なすべき付帯工事及び処理等については受注者の責任において行うこと。なお、施工するうえで発生した軽微な変更（配管配線の種類・数量等の変更等）に伴う金額増減等の設計変更は行わない。

第12節 技術指導

受注者は、本設備の運用にあたり、発注者に十分な技術指導を行うものとする。発注者から指示があった場合、説明会等を適宜開催すること。これに伴う費用は受注者の負担とする。

第13節 その他

既設設備の接続・調整についても本工事に含むものとする。

- (1) 技術情報の開示折衝等、全て受注者の責任により行なうこと。また、変換装置等を必要とする場合は別途提案書を提出し、発注者の承諾のもと行うこと。これに係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は既設設備の管理者及び保守業者と十分協議するものとし、当該設備に完全に整合して施工すること。これに反して現在の運用等に支障をきたした場合は、受注者の責任により修理・復旧等を行なうこと。
- (3) 工事にあたり、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報等の周知が必要な場合は、速やかに行うこと。また、発注者が住民説明会を行う場合は出席及び協力すること。
- (4) 子局設備の構築に際しては、仕様書上の場所が最適なものと判断するが、許認可や現地の状況によってやむを得ないと判断される場合には、発注者の承認を以て変更を許可する。
- (5) 今回整備する屋外拡声子局については、運用中の既設防災行政無線システムにおける地区放送およびグループ放送などの設定を十分に考慮した上で、運用中の既設操作卓の設定変更作業を細心の注意を払って実施するとともに、運用中のシステムに影響が無いことを確認する。

(6) 本仕様書は、大要を示すものであり仕様書に定めのない事項は、以下に基づいて履行すること。また、業務履行上必要な事項については発注者と協議の上、受注者の責任において誠意をもって実施すること。

○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）【国土交通省】

○電気通信設備工事共通仕様書【国土交通省】

○電気通信設備工事写真管理基準（案）【国土交通省】

第14節 疑義

受注者は、本業務において疑義が生じた場合、発注者に対し十分な協議を行い、その指示に従うものとする。

機能仕様

第1節 共通事項

1 構造および性能の基本条件

本工事の機器装置は、堅牢で長時間の使用に耐えうる構造のものであり、以下の事項を満足するものであること。

- (1) 機器装置は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。
- (2) 各製造会社における最新設計のものであること。
- (3) 本仕様書に記載なき仕様についても、当然備えるべき機能仕様は備えること。
- (4) 主たる機器及び材料は発注者受注者協議の上、品名、型式、製造番号、製造社名、製造年月、事業名等を銘板・ラベル等にて表示すること。
- (5) 取扱上、特に注意を要する箇所には、その旨を特記すること。
- (6) 塗装は、腐食の防止措置を行うと共に美観を損なわないものであること。
- (7) 将来の増設、機能向上が容易に行える構造であること。

2 環境条件

本工事の機器装置は、下記の環境条件でも異常なく機能すること。

- (1) 屋外に設置するものは、周囲温度 $-10\sim+50^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 35°C にて 90% の範囲において性能規格を満足し、異常なく動作すること。
- (2) 屋内に設置するものは、周囲温度 $0\sim+40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 35°C にて 80% の範囲において性能規格を満足し、異常なく動作すること。ただし、OA機器等はカタログ準拠とする。
- (3) 建物壁面に設置した空中線等、風圧負荷を受けるものについては、瞬間最大風速 60 m/s で有害な永久変形を生じない様にする事。
- (4) 据付時は、アンカーボルトやベルト等による必要な耐震対策を施すこと。
- (5) 各施設・機器には、十分な避雷対策を行うこと。機器装置は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。

3 電気的条件

- (1) 電源電圧は、機器定格電圧の $\pm 10\%$ 変動範囲で正常に動作すること。
- (2) 電気回路には、過電流に対する保護装置または保護回路を設けること。

4 環境条件

受注者は、本工事にあたり本仕様書に示す基準と自ら選定した機器または製造した機器の自社基準等と比較検討し、必要に応じて現地での電波伝搬の確認を行い総合通信局、その他関係機関と協議を行い、システム運用に支障がないようにすること。

第2節 システム仕様

1 システムの構成

本システムは魚沼市役所本庁舎に設置されている防災行政無線親局設備より、小出中継所及び須原中継所の中継局設備を経由し、魚沼市内各子局（屋外拡声設備・戸別受信設備）への無線による通報、連絡通話を行うものである。

第3節 各設備機器の仕様

1 再送信子局設備

(1) 再送信子局装置

- ア 操作卓による緊急一括、一括、グループ、個別等選択呼出信号に対応が可能であること。
- イ 本装置は、装置本体の扉を開放することなく、外部接続箱のハンドセット操作により自局周辺への拡声、サイレン、チャイム放送が可能であること。ただし、親局設備からの電波を受信した場合は、自動的に親局からの拡声放送に切り替わるものであることとする。
- ウ 商用電源が停電した場合は内蔵バッテリーに切り替わり、電源供給が可能であること。
- エ 本装置内蔵の被監視制御部により、操作卓からの監視制御が可能であること。
- オ 呼出番号等の設定内容の変更は、部品等の交換をすることなく行えること。
- カ 受信特性を改善する自動等化機能を有したものであること。
- キ アンプ出力は120Wとする。
- ク 親局設備からの信号によって定期的に本体の時刻を合わせる同期機能を有していること。
- ケ 無線部は現用／予備の2台を備え、障害が発生した場合は自動的に予備系に切り替わること。
- コ 筐体は防水性、耐蝕性に優れたものとし、SUS同等の筐体に下地処理を行った上で粉体塗装を施し、沿岸部でも長期間の使用に耐えうる強固なものとし、樹脂カバー類を必要としない構造であること。尚、汚れなどによる外装保護の目的で樹脂カバーを付けることも可能であること。

(2) 外部接続箱

- ア 筐体は防水性、耐蝕性に優れたものであること。
- イ ハンドセットを接続し、チャイム、手動サイレン、自局放送の各操作を行えるものであること。
- ウ ハンドセットは2.4インチカラー液晶表示で、日常の運用・保守が行えること。
- エ 受信した放送内容を拡声SPから放送することなくハンドセットにて放送モニタが行えること。

- オ ハウリング防止機能を内蔵すること。
- カ ハンドセットにて自局 I D 確認、音量、輝度の設定が行えること。
- キ 夜間でも運用できるようにカラー液晶バックライトにより確実な操作を行えるものであること。

(3) 電源接続箱

- ア 筐体は防水性、耐蝕性に優れたものであること。
- イ 自動復帰型ブレーカ及び避雷器を内蔵すること。

(4) 空中線

- ア 60MHz 帯の電波の送受信を行うものであること。

(5) スピーカ

- ア 強力な磁気回路を搭載し、周波数特性が広く高能率な防災用スリムスピーカ音質補正なしでも遠方に明瞭な音声伝達でき内蔵のハイパスフィルターにより、スピーカの破損につながる低音域をカットすること。

2 屋外拡声子局設備

(1) 屋外拡声装置

- ア 操作卓による緊急一括、一括、グループ、個別等選択呼出信号に対応が可能であること。
- イ 本装置は、装置本体の扉を開放することなく、外部接続箱のハンドセット操作により自局周辺への拡声、サイレン、チャイム放送が可能であること。ただし、親局設備からの電波を受信した場合は、自動的に親局からの拡声放送に切り替わるものであることとする。
- ウ 商用電源が停電した場合は内蔵バッテリーに切り替わり、電源供給が可能であること。
- エ 本装置内蔵の被監視制御部により、操作卓からの監視制御が可能であること。
- オ 呼出番号等の設定内容の変更は、部品等の交換をすることなく行えること。
- カ 受信特性を改善する自動等化機能を有したものとす。
- キ 標準のアンプ出力は 120W とす。
- ク 親局設備からの信号によって定期的に本体の時刻を合わせる同期機能を有していること。
- ケ 筐体は防水性、耐蝕性に優れたものとし、SUS 同等の筐体に下地処理を行った上で粉体塗装を施し、沿岸部でも長期間の使用に耐えうる強固なものとし、樹脂カバー類を必要としない構造であること。

(2) 外部接続箱

- ア 筐体は防水性、耐蝕性に優れたものであること。
- イ ハンドセットを接続し、チャイム、手動サイレン、自局放送の各操作を行え

るものであること。

- ウ ハンドセットは2.4インチカラー液晶表示があり、日常の運用・保守が行えること。
- エ 受信した放送内容を拡声SPから放送することなくハンドセットにて放送モニターが行えること。
- オ ハウリング防止機能を内蔵すること。
- カ ハンドセットにて自局ID確認、音量、輝度の設定が行えること。
- キ また、夜間でも運用できるようにカラー液晶バックライトにより確実な操作を行えるものであること。

(3) 電源接続箱

- ア 筐体は防水性、耐蝕性に優れたものであること。
- イ 自動復帰型ブレーカ及び避雷器を内蔵すること。

(4) 空中線

- ア 60MHz帯の電波の送受信を行うものであること。

(5) スピーカ

- ア 強力な磁気回路を搭載し、周波数特性が広く高能率な防災用スリムスピーカ音質補正なしでも遠方に明瞭な音声が届き内蔵のハイパスフィルターにより、スピーカの破損につながる低音域をカットすること。

機器仕様

1. 屋外拡声子局設備

(1) 屋外拡声装置

1) 一般事項

- ① 電波型式：D7W
- ② 通信方式：TDMA-TDD
- ③ チャンネル間隔：15kHz
- ④ 発信方式：水晶発信制御シンセサイザ方式
- ⑤ 入力電圧：AC100V

2) 受信部

- ① 使用周波数：総合通信局の指定周波数
- ② 受信感度：9dB μ V以下（BER： 1×10^{-2} 、フェージング無し）

3) アンプ部

- ① 定格出力：120W（いずれも一筐体に収容可能なこと）
- ② 適合出力インピーダンス：83 Ω 平衡
- ③ 歪率：5%以下（1kHz 定格出力時）

4) 電源部

- ① 充電方式：浮動充電方式
- ② 停電保証時間：72 時間以上

5) 送信部（送信機能がある場合に限る）

- ① 使用周波数：総合通信局の指定周波数
- ② 送信出力：5W 以下　ただし、総合通信局の指定による
- ③ 変調方式：16QAM
- ④ 高周波インピーダンス：50 Ω 不平衡

(2) 外部接続箱

1) 構造

屋外型、耐塩塗装、鍵付き

2) 操作部

- ① ハンドセット
- ② 2.4 インチカラー液晶表示、テンキー、チャイムキー

3) オートリセットブレーカ

- ① 定格電圧：AC100V
- ② 定格電流：15A
- ③ 自動復帰時間：5 秒 \pm 1 秒

- ④ 永久遮断判断時間：復帰後 3 秒以内に再度遮断した時
- ⑤ 動作表示：回数のカウンター表示（9 回以上）

4) 避雷器

- ① 定格電圧：AC100V
- ② サージ耐量：1000A (8/20 μ sec)
- ③ 試験クラス：クラス II

(3) 空中線（3 素子八木型）

型式	3 素子八木型
利得	8.15dBi
インピーダンス	50 Ω 不平衡
定住波比	1.5 以下

(4) 同軸避雷器

方式	ガス入り放電管
挿入損失	0.2dB 以下
インピーダンス	50 Ω 不平衡

(5) スリムスピーカ（1 連）

型式	ホーンスピーカ
定格出力	1 連 ; 60W
出力音圧レベル	110dB 以上(1m 1W にて)

工事仕様

第1節 概要

本工事は、機器の用途、機能を十分満足せしめるよう工事を行うものとする。

第2節 用語

- 1 「監督職員」とは、発注者から監督を命ぜられた者をいう。
- 2 「指示」とは、監督職員が受注者に、工事施工上必要な事項を示すことをいう。
- 3 「承諾」とは、受注者が申し出た事項について、監督職員が同意することをいう。
- 4 「協議」とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第3節 工事施工の原則

工事は単体各機器をこの仕様書及び関連の諸規定並びに基準の定めるところに基づき、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮できるよう、十分な経験を有する専門技術者により施工するものとする。

第4節 施工計画

- 1 施工計画は、工事の手順、工程、工法、安全対策その他工事施工の全般的計画であるから、監督職員との打合せ、現地調査、関連業者との連絡など充分行って施工計画書を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。なお、重要な変更が生じた場合は、変更後の施工計画を提出すること。
- 2 受注者は、施工図及び監督職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の指定した工法について代案を申し出ることができる。ただし、機器の仕様等は除く。
- 4 発注者から示された以外に、受注者が施工上必要とする工事用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ、受注者の責任において確保しなければならない。
- 5 施工上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて受注者の負担となる。
- 6 無線免許申請時において、信越総合通信局より電波伝搬調査を求められ場合は、受注者は必要な作業を行い発注者に報告すると共に、協議に応じること。

第5節 施工管理

- 1 施工管理は施工計画に基づき工期内に完全な竣工ができるよう行わねばならない。
- 2 工事施工にかかわる法令法規等を遵守し、工事の円滑な進捗を計るものとする。

- 3 工事施工に必要な関係官庁等に対する諸手続きは速やかに行うものとする。また、関係官庁等と交渉を要するとき及び交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出なければならない。
- 4 仕様書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については、監督職員の検査又は確認を得なければならない。
- 5 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督職員の承認を得て行うものとする。
- 6 施工中に監督職員と行った主要な協議事項等は、監督職員の記録する打合せ簿に押印し、相互に確認するものとする。
- 7 貸与品及び支給品についての受払い状況を記録し、常に残高を明らかにしておくものとする。

第6節 現場管理

- 1 施工にあたっては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- 2 指定または指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。施工上必要ある場合はあらかじめ承諾を求めるものとする。
- 3 改修工事、増設などで、すでに運営中の設備に関係する工事の場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- 4 施工が完了した時はあと片付け、清掃等を実施しなければならない。特に工事のため借地した土地等は、契約に基づき整備し返還するものとする。

第7節 安全

1 基本事項

施工にあたっては、労働安全衛生法等関係法令等を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じなければならない。

2 安全体制

- (1) 安全確保のため、安全責任者を設けて連絡会議などを行い、緊急時の措置等安全体制（組織）を確立しなければならない。
- (2) 安全責任者は、安全のための守則、方法等具体的な対策を定め、これを推進するものとする。
- (3) 安全責任者は氏名を明らかにし、これを作業者の見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

4 安全施設

安全責任者は作業の種類、現場の状況に適合した安全施設を設けるとともに、適宜点検し必要に応じ補修を行わなければならない。

5 安全管理

- (1) 工事用機械は日常点検、定期点検を着実にいき、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し、事故防止に努めるものとする。
- (2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、夫々適合した防護措置を講ずるものとする。
- (3) 火気の取扱及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
- (4) 工事場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車輛運転中の事故、作業の種類場所等による交通阻害、車輛の飛び込み防止等に努めること。
- (5) 電気、ガス、水道等の施設に接近し工事を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打合せのうえ、必要に応じて立会いを求め、指導を得て行うものとする。
- (6) 作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓をはかるなど作業環境の整備に努めること。

6 緊急時の措置

- (1) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善をつくすとともに、速やかに監督職員に報告すること。
- (2) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

第8節 工事材料

屋外で使用する材料・取付金具は防食、強度を考慮した堅牢なものとし、鉄鋼製品は溶融亜鉛メッキ等を施したものでなければならない。また、図面等に記載されている内容は参考とし、監督職員と十分協議のうえ材料等を使用すること。

第9節 機器設置、調整

- 1 各機器は、承諾を得た配置図に基づき、操作、点検、保守等を考慮し、強固に、且つ体裁よく据え付けるものとする。
- 2 空中線等は、施工図に示す高さに、必要な金具を用い空中線の指向に注意し、風圧に耐えるよう強固に取付けるものとする。
- 3 設置場所の責任者と十分な調整を図り、取付を行うこと。
- 4 各装置は設置完了後、十分な試験を行い、調整結果に基づき現地データを作成の上、提出すること。
- 5 各屋外拡声子局より最適な音響が得られるように、市民からの意見や要望等によりスピーカの方向、音量調整を発注者の要請により実施すること。

- 6 他の無線局との間との混信、その他の障害が発生した場合、受注者は速やかに発注者に報告するとともに必要な対策を施すこと。

第10節 配管・配線

- 1 ケーブルは外被に損傷を与えないよう十分取扱に注意し、確実に行うものとする。
 - (1) ケーブルの曲率半径は使用ケーブルの許容率以上にとり、ケーブルに無理を与えないようにすること。
 - (2) ケーブルの取付けは所定の金具を用い、十分な強度で支持するものとする。
 - (3) ケーブルの接続は所定の端子金具を用い、接続部に張力が掛からないよう適度なたるみを持たせ、防水に注意して行うものとする。
 - (4) ケーブルの懸架は、吊線付きで行うか、または亜鉛メッキ鋼撚線にハンガー等で吊り下げるものとする。
- 2 電線、ケーブル等の屋内配線は、ダクト、電線管、その他の器具により保護するものとする（ころがし配線を除く）。
- 3 電線、ケーブル等の端末処理は適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下等に注意し、確実にを行うものとする。
- 4 配管付属品、支持金具等の図面に記載のない材料については、施工現場に応じ選択をすること。なお、これらに要する費用は契約金額に含むものとする。

第11節 工事写真

- 1 工事後形状が変わり、または内容が隠ぺいされる箇所（名称、寸法等が確認できること）及び工事工程毎の写真を撮影し、工事の種類ごとに整理して監督職員に提出するものとする。
- 2 整備した機器及び材料写真を監督職員が指定した方法にて写真を撮影し、種類ごとに整理して提出するものとする。

第12節 提出書類

- 1 産業廃棄物の処理、処分を委託した場合は、マニフェスト（廃棄物処理委託伝票）の写しを提出するものとする。
- 2 施工に必要な関係官庁への申請書または届出書類等は、速やかに作成し、書類の控え及び写しを発注者に提出するものとする。
- 3 その他発注者が必要と認める書類は、速やかに作成及び提出するものとする。

第13節 試験調整

- 1 各設備は十分な調整を行い、調整結果に基づき試験成績書を作成し提出すること。

機器員数

項	機 器 名 称	単 位	数 量	備 考
1	【屋外拡声子局設備】			
(1)	屋外子局装置	組	10	更新
(2)	外部接続箱	組	10	更新
(3)	空中線	基	10	3素子八木型 更新
(4)	同軸避雷器	台	10	ガス入放電管 更新
(5)	スリムスピーカ	組	20	1連 更新
(6)	屋外子局装置	組	10	撤去
(7)	外部接続箱	組	10	撤去
(8)	空中線	基	10	撤去
(9)	同軸避雷器	台	10	撤去
(10)	レフレックスホーン又は ストレートホーン	組	36	ユニット付 30W 撤去

17. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置

1. 本工事において、建設業法第26条の第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、下記の資格を有するものであること。

- ・技術士『機械・総合技術監理(機械)』
- ・技術士『機械(「流体工学」または「熱工学」)・総合技術監理(機械「流体工学」または「熱工学」)』
- ・高等学校(旧実業学校含む。)指定学科卒業後5年以上かつ2年以上の指導監督の実務経験
- ・高等専門学校(旧専門学校を含む。)指定学科卒業後3年以上かつ2年以上の指導監督の実務経験
- ・大学(旧大学を含む。)指定学科卒業後3年以上かつ2年以上の指導監督の実務経験
- ・10年の実務経験かつ2年以上の指導監督の実務経験

(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一建築業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 特定監理技術者が兼務できる工事は、**魚沼市内**の工事でなければならない。

(6) 特定監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特定監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、特例技術監理者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなかった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

18.建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行対象案件である。

試行にあたっては「魚沼市建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領」に基づき行うものとする。

ただし、快適トイレの手配等が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。

実施要領等は、下記のホームページから入手できる。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1721.html>

18.建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」(希望型)の試行対象案件である。

受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により設置する場合は、「魚沼市建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領」に基づき行うものとする。

実施要領等は、下記のホームページから入手できる。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1721.html>